

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年10月20日（平成29年（行情）諮問第410号及び同第411号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第62号及び同第63号）

事件名：「H28年度 特定課職員の復命書（知的障害を有する職員のもの）」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
「H28年度 特定課職員復命書（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H28年度 特定課職員の復命書（知的障害を有する職員のもの）」及び「H28年度 特定課職員復命書（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年6月14日付け29受文科初第937号及び同第938号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によるとおおむね以下のとおりである。

（1）平成29年（行情）諮問第410号

法5条1号に該当しない。知的障害の定義は存在しない。不開示決定する場合は、定義を明らかにする必要がある。

（2）平成29年（行情）諮問第411号

法5条1号に該当しない。発達障害者支援法の発達障害の定義、判断手続、判定機関の定めがない。それゆえ、個人の権利利益の侵害はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 各審査請求に係る行政文書等について本件各審査請求に係る行政文書は、「H28年度 特定課職員の復命書（知的障害を有する職員のもの）」及び「H28年度 特定課職員復命書（発達障害者支援法上の発達障害者の

もの)」である。

本件対象文書につき、法5条1号の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、職員の障害という個人の特性を明らかにする情報が含まれる文書であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。

本件対象文書が存在するというを明らかにした場合、特定課に各障害を有する職員が存在することを明らかにすることになり、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（法5条1号）であるため、個人の権利利益を侵害することになる。

また、本件対象文書が存在しないということを明らかにした場合も、今後同様の開示があった場合に、各障害を有する職員の復命書が存在していた場合に、存在することを明らかにしなければならなくなり、結果、前述の理由により、個人の権利利益を侵害することになる。

よって、本件対象文書の存否を明らかにすることはできない。

3 原処分に当たっての考え方

処分庁においては、本件対象文書に記載されている情報は、法5条1号本文所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| ① | 平成29年10月20日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第410号及び同第411号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 平成30年5月8日 | 審議（同上） |
| ④ | 同月21日 | 平成29年（行情）諮問第410号及び同第411号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えることにより法5条1号による不開示情報を明らかにする

ことになるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

なお、本件各行政文書不開示決定通知書の不開示決定した行政文書の名称欄には、「復令書」と記載されているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「復命書」の誤記である旨説明しており、そもそも「復令書」という行政文書は存在しないこと、本件各開示請求書の請求する行政文書の名称等欄の記載も「復命書」と読めることから、本件各行政文書不開示決定通知書の記載は、明らかな誤記と認めた。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件各開示請求は、文部科学省の特定課における「知的障害」又は「発達障害者支援法上の発達障害」を有する職員の復命書を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定課に「知的障害」又は「発達障害者支援法上の発達障害」を有する職員が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。
- (2) 本件存否情報は、一般に他人に知られたくない情報であり、また、関係者にとって、個人を特定する手がかりとなり得るものであることから、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、こうした事実の有無は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、かつ、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。
- (3) したがって、本件各開示請求は、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条の規定により開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司